

信用保証協会 団体信用生命保険制度 〈保証協会団信〉 のご案内

～お申込みにあたっては、申込書にセットされている「ご加入にあたって」を必ずご確認ください～



保険契約者

社団法人全国信用保証協会連合会

〒101-0048 東京都千代田区神田司町二丁目1番地 オーク神田ビルディング9階
TEL 0120-966-023 (通話料無料) / 03-6823-1203

※H21.1、住所・電話番号が変わりました。

受付時間は、月～金曜日9:00～17:15 (祝日、年末年始を除く)

事業の維持安定のため、ご家族の安心のため、 信用保証協会の団体信用生命保険制度〈保証協会団信〉を お役立てください。

保証協会団信は・・・

信用保証協会からの債務保証を伴って融資を受けた債務者(※)が、その債務を全額返済されないうちに死亡
もしくは所定の高度障害といった不測の事態に陥られた場合に、

社団法人全国信用保証協会連合会が生命保険会社から受取る保険金をもとに、金融機関に対する債務を弁済
することにより、事業の維持安定とともに、ご家族の安心を図ることを目的とした制度です。

※債務者が法人の場合は、代表権を有する連帯保証人。詳細は3ページの「3.加入資格」をご参照ください。

保証協会団信の特色は・・・

債務額に応じた特約料負担で大きな安心が得られます。

年1回、ご指定いただいた口座から振替される特約料は、団体保険のメリットを活用して算出しております。

お申込み手続きは簡単です。

信用保証の申込書とともに次の書類をご提出いただけます。

- 債務弁済委託契約申込書
- 団信申込書兼告知書
(融資金額が5,000万円超の場合には所定の「健康診断結果証明書」が必要となります)

特約料の支払いは口座振替ですので手間がかかりません。

万一の際は、残債務が弁済され、ご家族等に負担が生じません。

基本的に残債務額(※)が社団法人全国信用保証協会連合会から金融機関に
弁済されます。

(申込時に告知いただいた内容が事実と相違していたり、または事実を告知
されなかった場合には保険金が支払われない場合があります。

また、長期にわたり延滞していた場合等には、利息の一部が弁済されないこと
があります。)

※信用保証協会の保証割合にかかわらず、
被保険者の残債務額となります。

返済期間中に万一のこと(死亡もしくは所
定の高度障害)があった時に保険会社から
支払われる保険金で債務の残額が弁済さ
れる保険だよ。

特約料は債務残高をもとに計算されるから
余分な負担がないのだ。



そもそも「団体信用生命保険」って
どういうものなの？

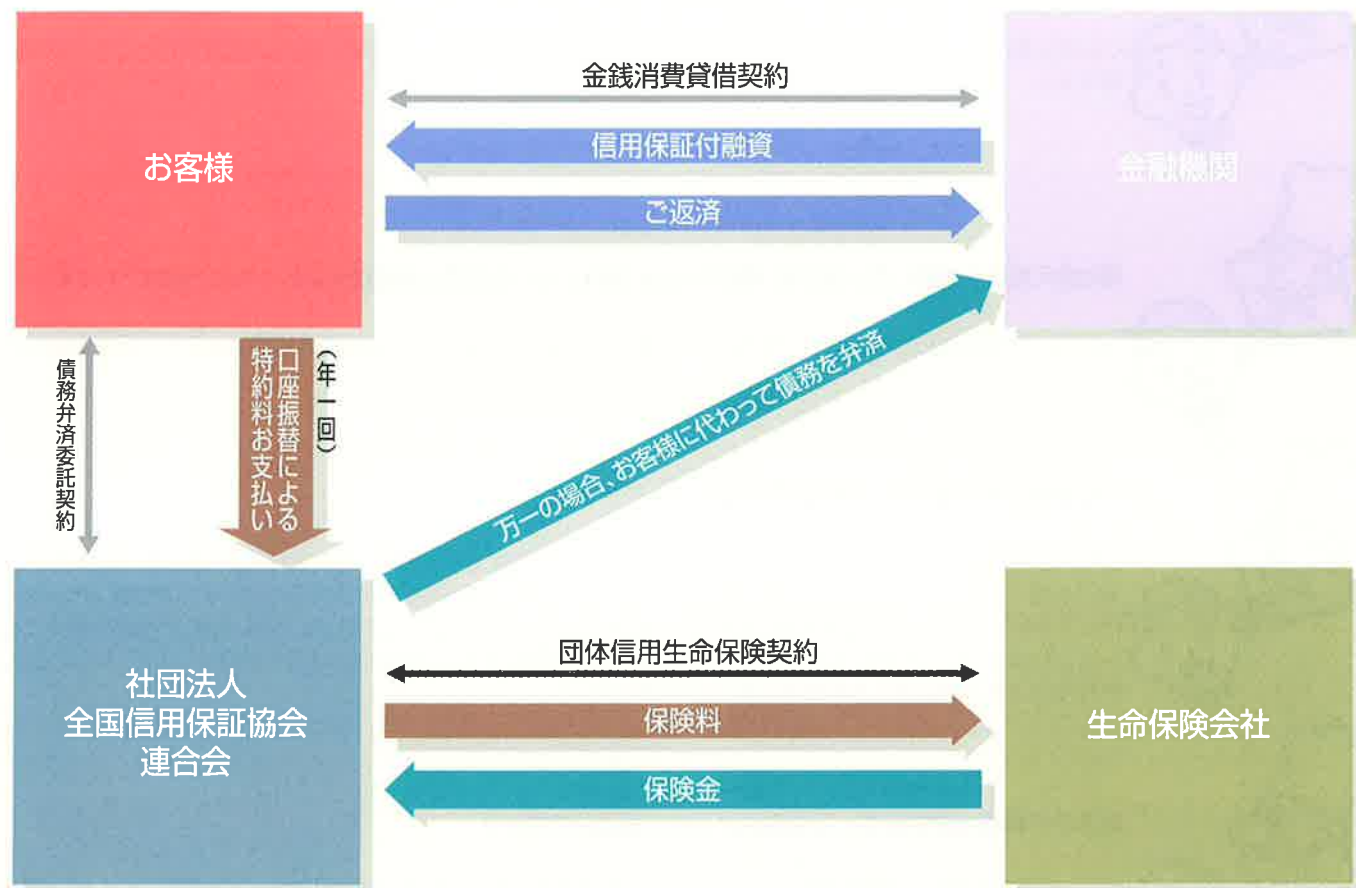


保証協会団信に加入していれば・・・

注目 ご家族や後継者の皆さんへのメリット

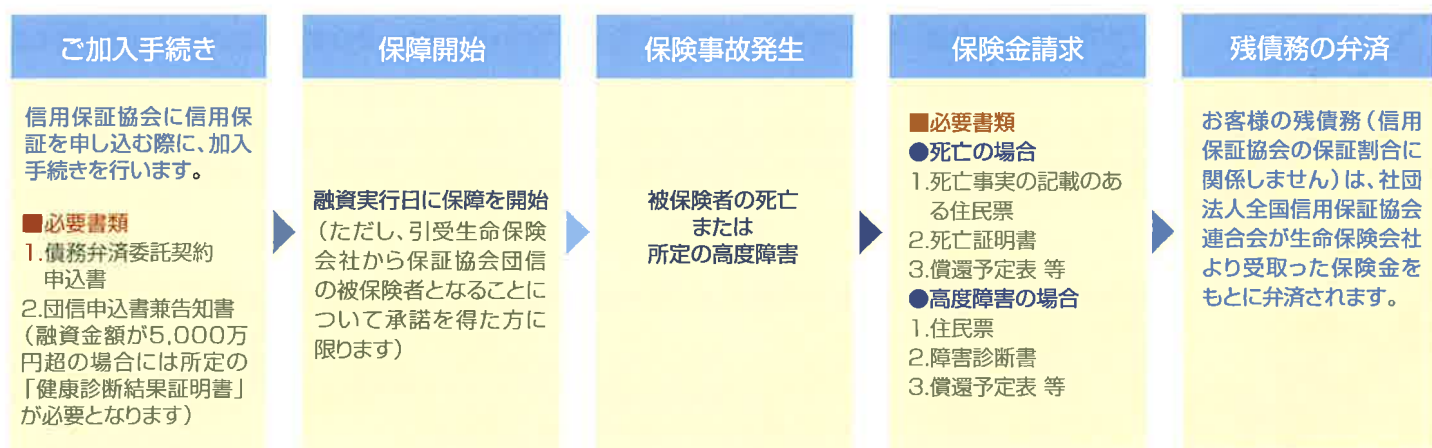
○代表者の方に万一のこと(死亡もしくは所定の高度障害)があった場合、保険金により債務弁済がなされる
ため、ご家族や事業承継をされる方への負担が大幅に軽減されます。

1. 保証協会団信の仕組み



- 保険契約者:社団法人全国信用保証協会連合会
- 被保険者:お客様(債務者)が個人事業主の場合はご本人。法人の場合は代表権を有する連帯保証人の方。
- 保険金受取人:社団法人全国信用保証協会連合会
- 保険金額:融資残高(残債務額)(1億円まで)
- 保障期間:原則融資期間。ただし、所定の保障終了日までとします。

2. 保証協会団信の流れ



■加入期間中に代表者の変更や保険金支払事由が発生した場合には、速やかに債務保証を行っている信用保証協会までご連絡ください。その他詳細については「団体信用生命保険による債務弁済委託約款」をご参照ください。

3. 加入資格

- 加入対象者は、下記(1)(2)いずれかに該当する加入申込日(告知日)現在満20歳以上満66歳未満の方です。
 - (1) 個人事業主
 - (2) 中小企業基本法第2条第1項に定める「中小企業者(※)」に該当する法人の業務執行について代表権を有する連帯保証人(複数いる場合は、そのうちの1名に限ります。)
- 信用保証協会から債務保証を伴って融資(金額100万円以上、期間1年以上の賦払債還債務)を受けていることが必要です。
- なお、上記の加入対象者が団信加入者となるためには、生命保険会社から保証協会団信の被保険者となることについて承諾を得る必要があります。(健康状態等によっては、加入できない場合があります)
- ※中小企業者に該当する法人とは、資本金(資本の額または出資の総額)または常時使用する従業員のいずれか一方が、下表に該当する法人を指します。

業種	資本金	従業員
①製造業等(②～④の業種を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

(注) 中小企業基本法は、「事業を営む会社及び個人」を対象としているため、医療法人、学校法人、宗教法人等は該当しません。「中小企業者」の定義についてご不明な点がある場合は、信用保証協会までお問合せください。

4. ご加入の手続き

1. 申込書類の提出

- 被保険者となられる方で自身で、金融機関・信用保証協会に備付の「債務弁済委託契約申込書」「団信申込書兼告知書」に必要事項をご記入のうえ、信用保証を申し込みの際にご提出いただきます。融資金額5,000万円超の場合は、所定の「健康診断結果証明書」を医師に記入いただき、ご提出いただくことが必要です。

2. 加入可否(初年分特約料口座振替)の連絡

- 融資金額5,000万円以下、かつ告知事項において全て「いいえ」に該当する方については、原則として加入いただくことができます。この場合、融資実行日の属する月の翌月中旬に被保険者に初年分特約料の口座振替のご案内が届き、同月28日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に振替られます。ただし、申込書類の不備解決に時間を要した場合等は、口座振替が遅れる場合があります。
- 融資金額5,000万円超、または告知事項において1つでも「はい」に該当する方については、生命保険会社にて審査を行った結果、加入が承諾された場合は上記と同様に初年分特約料の口座振替が行われ、ご加入いただけない場合は、生命保険会社より直接加入申込者に通知いたします。



「団信申込書兼告知書」の告知内容が事実と相違していた場合、または事実を告知されなかった場合、保険金が支払われず債務が弁済されないことがあります。必ず被保険者となられる方ご本人がありのままを記入してください。

5. 保障の期間

■保障の開始日 金融機関の融資実行日(借り換え融資の場合は借り換え融資実行日)

■保障の終了日 次のいずれか先に到来する日

1. 死亡されたとき
2. 高度障害保険金のお支払事由に該当され保険金が支払われたとき
3. 金融機関に対する債務を完済されたとき
4. 金融機関との間に締結した金銭消費貸借契約に基づく償還期限の日の属する月の末日
5. 被保険者から脱退の申出のあった日の属する弁済責任期間(特約料を支払った期間)の末日
6. 被保険者が満70歳となった日の属する弁済責任期間(特約料を支払った期間)の末日
7. 告知義務違反等により加入資格を喪失したとき
8. 法人が債務者の場合には、被保険者である連帯保証人が代表権を失ったか、または連帯保証人でなくなったとき
9. 特約料が2カ月連続して口座振替不能となった場合、弁済責任期間(特約料を支払った期間)の末日
10. 信用保証協会が代位弁済を行った日の属する弁済責任期間(特約料を支払った期間)の末日
11. 免責的債務引受等により債務者でなくなったとき

6. 保障の内容

被保険者が、保障期間中に次のいずれかに該当された場合に、保険契約者(連合会)に保険金が支払われ、当該保険金により、被保険者が金融機関に対して負う債務(信用保証協会の保証割合に関係しません)が弁済されます。

■死亡されたとき

■保障開始日以後の傷害または疾病により、次のいずれかの高度障害状態に該当されたとき

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

7. 保険金が支払われない場合

■被保険者が次のいずれかに該当した場合、保険金のお支払いができません、債務は弁済されません。

1. 保障開始日から1年以内に自殺されたとき
2. 被保険者の故意により高度障害状態になられたとき
3. 戦争その他の変乱によるとき
4. 保障開始日前の傷害または疾病により高度障害状態になられたとき
5. 告知義務違反により保険契約が解除されたとき
6. 詐欺・不法取得目的により保険契約が無効とされたとき
7. その他保険契約が失効・解除となったとき